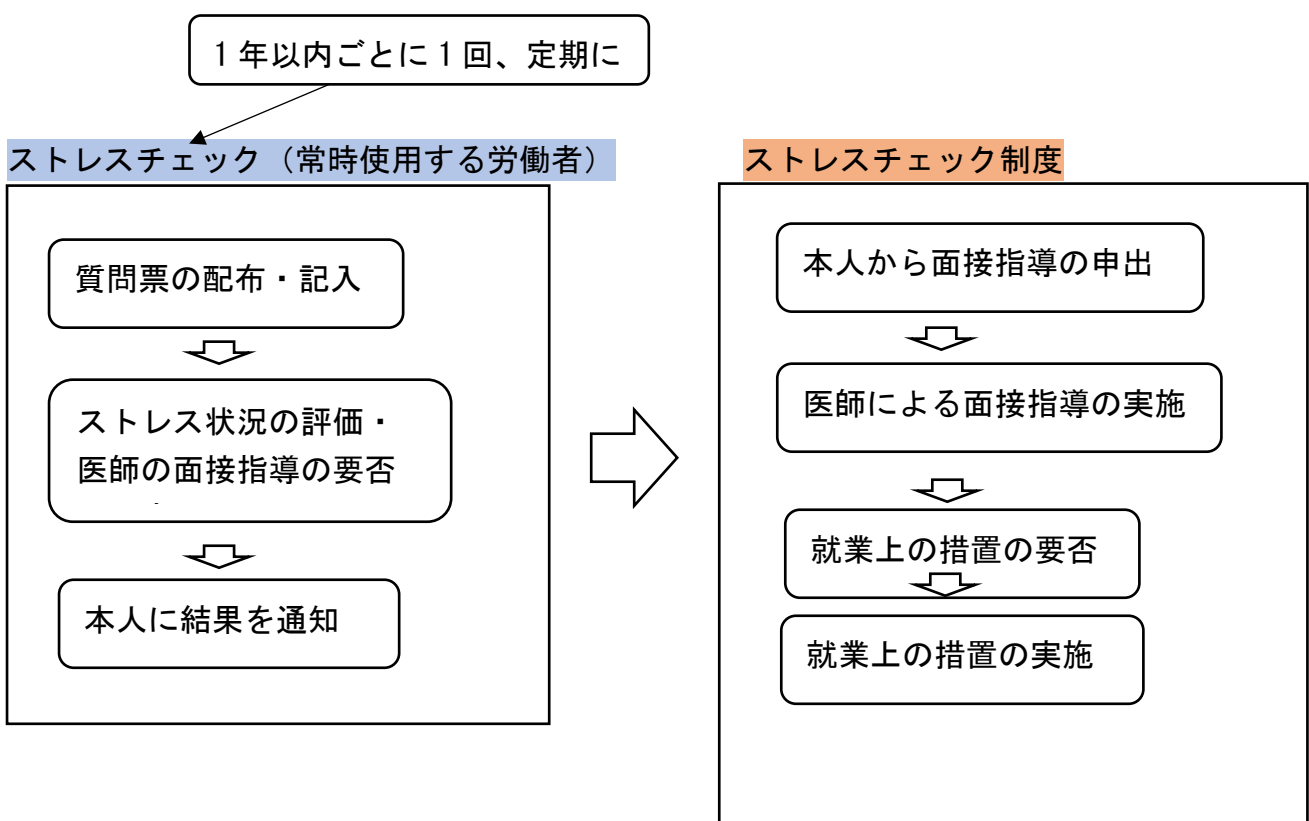
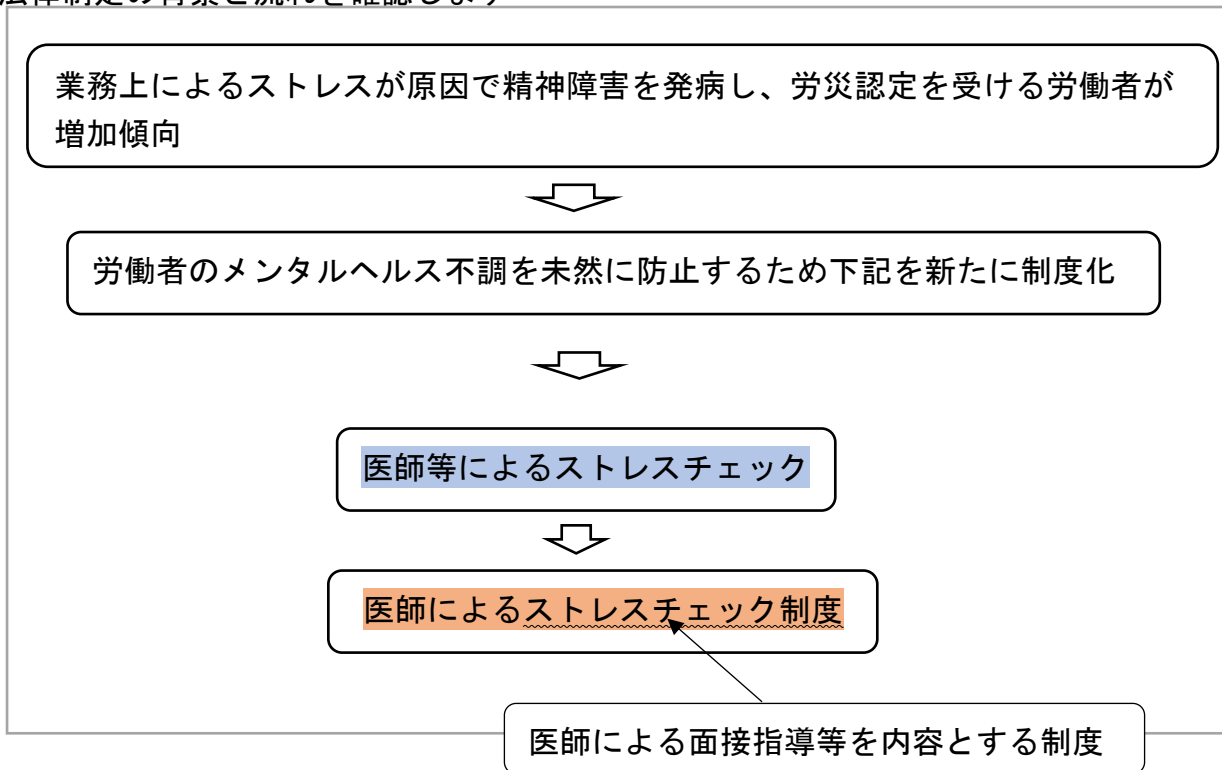


第31回目は、平成27年12月1日に施行された労働安全衛生法の法66条10の「心理的な負担の程度を把握するための検査等」を解説していきます。

法律制定の背景と流れを確認します



上記のように、業務上のストレスによるうつ等の精神障害による労災認定が増加し、それを未然に防止する規定が法 66 条の 10 ということになります。

条文を確認していきます。

ストレスチェック

法 66 条の 10 第 1 項（心理的な負担の程度を把握するための検査

【条文】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（医師等）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

[検査の実施者]

- ①医師
- ②保健師
- ③看護師又は精神保健福祉士（検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働省令で定めるものを修了した）

●医師、保健師は無条件で検査可能で、看護師及び精神保健福祉士は、条件が付加されます。

●検査を受ける労働者について解雇、昇進、異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

（知りえた知識で人事権を発動することを防止するため。）

当分の間、**常時 50 人未満**の事業場は、努力義務

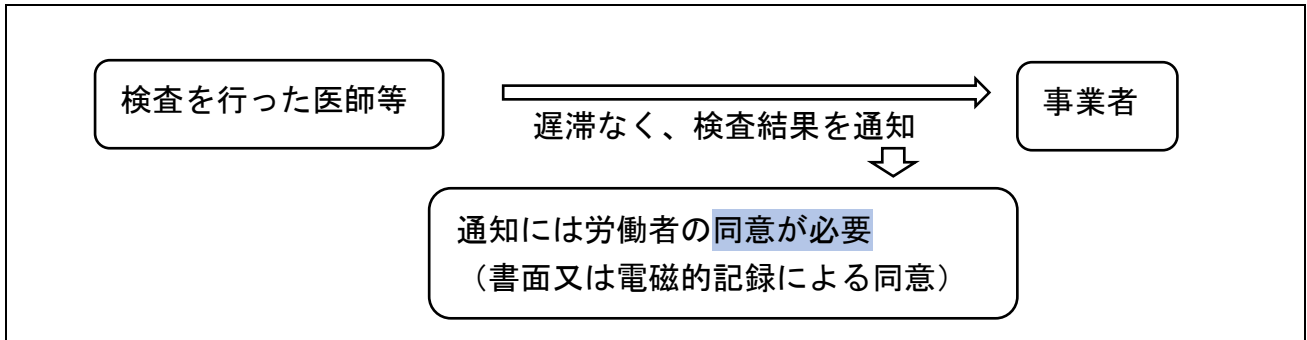
「すべての事業者」となれば誤りです。

事業者は、常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければなりません。

- ①職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ②当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

常時 50 人以上使用の事業場	常時 50 人未満使用の事業場
事業者は、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。（義務）	事業者は、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うよう努めなければならない。（努力義務）

## 検査結果の通知等（法 66 条の 10 第 2 項）



検査の結果に基づき、検査の結果の記録を作成し、5年間保存義務あり

## 面接指導の実施（法 66 条の 10 第 3 項）

事業者は、検査結果の通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨申出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。



検査（ストレスチェック）の結果、**心理的な負担の程度が高い者**で面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたもの

## 面接指導における確認事項

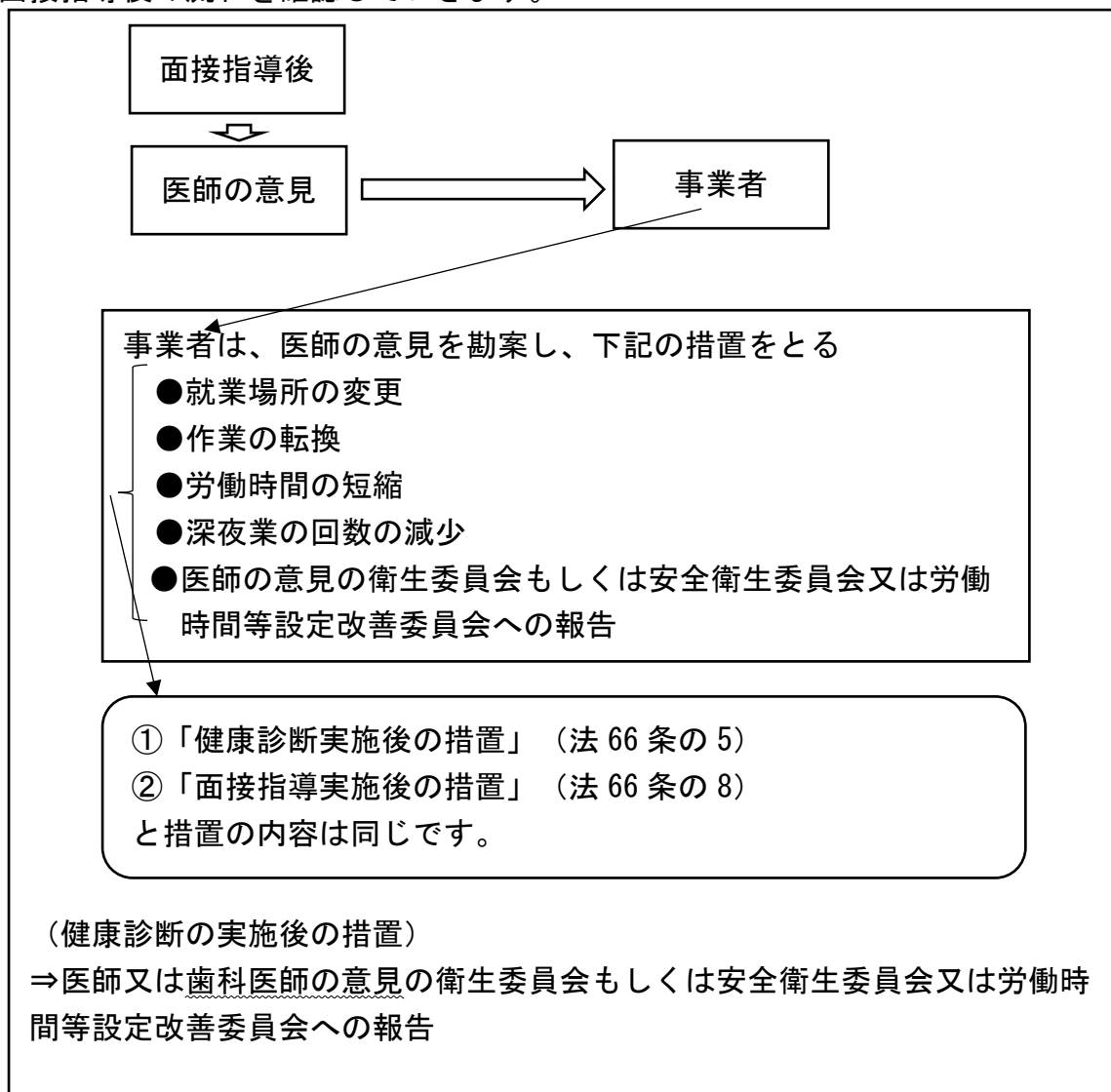
- ①職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ②当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目



勤務の状況  
心理的な負担の状況  
心身の状況

面接指導の結果の記録…5年間保存

面接指導後の流れを確認していきます。



常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための「検査結果等報告書」を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

## ■「健康診断」「面接指導」「心理的負荷」横断まとめ

	健康診断	面接指導	心理的負荷
結果の記録	「健康診断個人票」 5年間保存	結果の記録 5年間保存	●記録の保存 5年間保存 検査結果の通知等 (労働者の同意) ●面接指導の結果の記録 5年間
意見聴取	異常の所見がある場合 ⇒医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。	遅滞なく 医師の意見を聴かなければならない。	
実施後の措置義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就業場所の変更</li> <li>●作業の転換</li> <li>●労働時間の短縮</li> <li>●深夜業の回数の減少</li> <li>●医師の意見の衛生委員会もしくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告</li> </ul> (健康診断…医師又は歯科医師の意見)		
結果の報告	常時 50 人以上の労働者を使用する事業者 「定期健康診断結果報告書」遅滞なく 所轄労働基準監督署長に提出	なし	常時 50 人以上の労働者を使用する事業者 1 年以内ごとに 1 回 「検査結果等報告書」を 所轄労働基準監督署長に提出

過去問を確認していきます。

「心理的な負担の程度を把握するための検査等」と関連する健康診断と面接指導の過去問です。

【問題】（H20年 9E）

常時使用する労働者が40人の事業場の事業者が、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行った場合、当該事業者は、その定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出する必要はない。

【正解】定期健康診断結果報告書は、常時50人以上の労働者を使用する事業者に提出が義務づけられています。

【問題】（H19年 10B）

事業者は、労働安全衛生規則に基づいて作成すべき健康診断個人票を、5年間保存しなければならない。

【正解】

【問題】（H16年 10B）

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定によるいわゆる一般健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならないが、その場合、健康診断措置指針によれば、産業医の選任義務のある事業場においては、当該事業場の産業医から意見を聴くことが適当であるとされている。

【正解】

【問題】（H17年 9A）

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定によるいわゆる一般健康診断（以下「一般健康診断」という。）の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴き、その意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならない。

【正解】

【問題】(H27年 10D)

事業者は、労働安全衛生規則に定める健康診断については、その結果に基づき健康診断個人票を作成して、その個人票を少なくとも3年間保存しなければならない。

【誤り】5年間保存しなければなりません。

【問題】(H21年 9E)

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。また、当該記録は、労働安全衛生規則第52条の5に定める事項のほか、当該労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見を記載したものでなければならない。

【正解】

【問題】H25年 8B

事業者は、面接指導の決果に基づき、法定の事項を記載した当該面接指導の決果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

【正解】

【問題】(H21年 9D)

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

【正解】

【問題】(H25年 8E)

事業者は、面接指導の決果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

【正解】

**【問題】**（H25年 8D）

事業者は、面接指導の決果に基づく医師の意見を勘案し、その必要があると認める時は、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他適切な措置を講じなければならない。

**【正解】**

（完）